

仙台法務局からのお知らせ費用は**無料**

人権に関する

社内研修等への講師派遣の御案内**○企業における人権研修の重要性**

長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるセクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、企業に関わる様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることがあります。こうした人権問題への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。そのため、全ての人々が持っている固有の権利である「人権」の観点から企業活動を見直そうとの動きが国内外において高まっており、企業の社会的責任（CSR）や社会的責任投資（SRI）に対する関心の高まりと相まって、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行ったりする企業が増えてきています。

○今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応

令和2年10月に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』が策定され、**企業の事業活動全体があらゆるステークホルダーの人権にもたらす影響を考え、人権を守り尊重していく企業の責任**が規定されました。また、近年、企業活動における人権尊重への注目が高まっており、「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。そこで、法務省では、企業における人権尊重の取組強化に資するため、「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書を取りまとめ、研修教材として活用しています。

○企業の人権研修で法務局ができること

仙台法務局では、企業等からの要望に応じて、無料で講師を派遣して、社内研修（大人の人権教室）を実施しています。また、企業における人権で活用できる人権啓発冊子・動画を配布・貸出をしています。

ビジネスと人権

セクハラ

パワハラ

性的マイノリティ

えせ同和

など

○人権研修の実践例（DVD等を活用し“ビジネスと人権”について解説します。）

1. 企業が尊重すべき人権の全体像
2. 人権に関する取組が事業活動に与える影響
3. 企業が尊重すべき主要な人権と人権に関するリスクの内容
4. 企業による人権への取組の在り方

○人権研修は法務局にご相談ください

企業における人権研修によって、従業員が安心して仕事に取り組むことができ、生産性の向上につながるほか、リクルートにおける好感度アップにもつながり、優秀な人材の確保に役立つと考えられます。ぜひ下記までお問い合わせください。



【連絡先】〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局人権擁護部第一課

TEL 022-225-5739